

平成 30 年度第 1 回 下関市環境審議会 議事録

日時：平成 30 年 7 月 13 日（金）

14:00～16:00

場所：下関市環境部啓発棟（環境みらい館）

3 階第 1 研修室

1 開 会

資料確認の後、本審議会が原則公開であることと傍聴要領の遵守及び議事録作成について説明を行った。

出席者：下関市環境審議会委員、下関バイオマスエナジー合同会社
下関市環境部

資 料：資料 1－1、1－2、1－3、1－4、1－5
資料 2
資料 3

2 下関市環境審議会委員の委嘱について

- (1) 委嘱状の交付 市長より出席委員へ委嘱状の交付を行った。
- (2) 会長・副会長の選出
・会長 鷲尾 圭司 委員 副会長 木下 毅 委員 が選出された。

3 諮問事項

公害防止協定締結について、下関市長より下関市環境審議会会長へ諮問を行った。

4 議 事

(1) 公害防止協定について

事業者（下関バイオマスエナジー合同会社）より事業の概要について、事務局より公害防止協定（案）の内容について説明を行った。

【主な質疑等】

委 員：審議される内容が事前に分からなかったので配慮してほしい。

事務局：今回は事業の説明を聞いたうえで審議をしていただくという位置づけで、今年度はもう 1、2 回審議会を開催する予定である。今回意見票を配付しているので本日の説明を聞いたうえで、後日 F A X やメール等でご質問いただき、次回にご回答という方向でお願いしたいと考えている。

鷲尾会長：今回は諮問を受け、審議会委員も選ばれたばかりということで、このような進行となっている。

委 員：カーボンフリーの中で、バイオマス発電は有望な事業だと承知している。木質燃料の P K S については、マレーシア、インドネシアが原料の

産地であるが、地球温暖化だけでなく、自然環境に関わるということを確認しなければならない。SDGs等、国際的な視野を持って考えなければならない。国内の資源も有効に使ってもらいたい。燃焼灰については肥料等に使用していただきたい。冷却塔からは温排水が出るのか。

委員：取水の箇所と方法はどのようにやられるのか。栗野川では、2箇所では取水しているが、1箇所では取水するより2箇所では取水すると川の水位が50cm下がっているということがあるため聞きたい。また、木質燃料について、国内で賄えるようなものを増やしてほしい。どの処理の段階で油分が入ってくるか教えてほしい。環境対策の産廃である焼却灰の再利用化には具体的にどのようなものがあるか。

事業者：使用する水については、下関市からの工業用水5,800t/日枠を使用する予定である。冷却塔については、1,000t/日を排水する予定であるが、冷却したものを排出しており、近隣の海に影響はないと考えている。木質燃料については、今回計画している発電量の全てを国内の木質チップ・剪定木の使用とすると、その量は膨大となり、国内の近隣から全て調達はできない。また、輸送・コスト的にも難しいため、主には海外からの木質ペレットでの燃焼によることとなる。発電量が伸びて木質ペレットが足りない場合は、補助的ではあるがPKSを一部使用する予定である。PKSとは、パーム椰子から食用油を搾取した残渣である。東南アジア地域の人口増加及び生活レベルの向上に伴い、食用油の需要が増加しており、パーム椰子は様々なところで栽培されている。また、国内の木質チップ・剪定木について、地域の未利用材の活用は、林業の振興、里山の振興に繋がる。地元の皆さまが取り組まれるのであれば、よろこんで協力させていただきたい。

排水フロー図で油水分離槽を設置しているが、発電所内で排水に油分が入る処理工程はない。万が一の油分流入に備えて設置するものである。燃焼灰はセメント原料として再利用することを検討している。

委員：14万世帯への供給、里山への貢献、ありがたく思う。懸念は、瀬戸内海の魚が少なくなっていて、本来循環すべきミネラルが循環していないので、産廃の再利用化について、セメント原料だけでなくその辺りも考えていただきたい。

委員：排水フローについて、図面では海への経路が2経路あるが、どのようなことか。

事業者：一般排水は図面で言うと上になるが、冷却塔の排水が主であり、一定量で24時間排出する予定。図面で言うと下になるが、その他の排水は雨水等を排出する予定である。

委員：施設の位置について、写真では岸壁の奥にプラントがあるが、手前からどのようにして材料を運ぶのか。手前の広いところは後で利用予定が

あるのか。

事業者：ペレットを積んだ船を岸壁につけ、そこでトラックに移し替えて発電所構内の燃料受入棟に搬入し燃料受入棟からコンベアを経由してサイロに貯蔵する予定である。

手前の広いところについては、公共埠頭であり、荷役をする業者が一部倉庫を設ける予定と聞いているが、当社の利用予定は今のところ無い。

委員：この事業はアセス不要ということなので公害防止協定は重要と考える。そのうえで、通常のアセスで行われる市民との対話はどうするのか。

事業者：法及び県条例に基づくアセスは必要ないが自主的なアセスは行っているところ。その結果をもとに協定の協議を市とさせていただいている。また、市民との対話については、発電事業は地域との信頼関係が一番重要と考えており、逐次、地元の漁協、自治会に対し説明をさせていただいているところである。

事務局：そういった情報は逐一、市に報告していただく。何かご意見、情報があれば市に連絡していただきたい。

委員：大気、水質汚濁の数値について、法律に定められた数値なのか。

排水の水温（冷却塔からの排水）はどのくらいか。また海域の事前調査はやるのか。

事務局：別表2に記載している pH、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量は山口県公害防止条例の数値である。全りん、全窒素については法令等での規制は無いが、水質汚濁防止法の規制値を参照して設定している。

事業者：工業用水を取水利用した冷却塔方式で、取水工水の+10℃の水を1日あたり1,000tほど海へ放出する。冷却塔方式は海水取水による方式より排出量が少なく、他社のデータでは、温排水（1℃以上）の拡散範囲は表層では現れなかったので温排水による影響はほとんどないと判断している。

委員：冷却塔からの熱は空気中に出ていくようだが、大気に影響しないのか。

事業者：大気への放出は間違いないが、熱は蒸発に使われるので周囲への影響はないと考えている。

委員：ダイオキシン類対策特別措置法の適用施設ではないとのことだが、ダイオキシンの発生はないのか。

事務局：廃棄物焼却による発電ではないため、法律的には規制のかかる案件ではない。

鷲尾会長：ダイオキシンのモニターは市民側から求められれば必要ではないかと思われるので検討してほしい。また、本件については、専門部会を設置して集中して審議するというやり方もあるが、その必要性について委員の皆さんの意見を伺いたい。（意見なし）特に意見がないようなので、

次回も全体の審議会で意見等をまとめていきたいと思う。企業の不祥事等が懸念されることから、第三者モニターの設置等についても検討してほしい。

事務局：先ほどの説明の中で、ダイオキシン類対策特別措置法の適用関係については、再度事務局で確認し次回の審議会で報告したい。

5 報告事項

(1) 平成 29 年度下関市環境基本計画年次報告について (資料 2)

ア 事務局説明 (約 10 分)

事務局から資料 2 を説明した。

【質疑なし】 8 月末まで意見票により提出してもらう。

6 その他

(1) 今年度の環境審議会の日程について (資料 3)

事務局から資料 3 を説明した。

【質疑応答なし】

以上